



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|------------------------------------|--------------|---|
| 352 | 公文書開示の実施状況の公表 | (総務課)..... | 1 |
| 353 | 個人情報保護条例の運用状況の公表 | (")..... | 2 |
| 354 | 指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (障害福祉課)..... | 2 |
| 355 | 〃 | (")..... | 3 |
| 356 | 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (")..... | 3 |
| 357 | 令和元年和歌山県告示第217号（保安林の指定施業要件変更予定）の廃止 | (森林整備課)..... | 3 |
| 358 | 保安林予定森林 | (")..... | 3 |
| 359 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (")..... | 4 |
| 360 | 保安林の指定施業要件の変更 | (")..... | 4 |
| 361 | 〃 | (")..... | 4 |
| 362 | 公共測量の実施 | (技術調査課)..... | 5 |

○ 選挙管理委員会告示

| | | | |
|----|------------------|-------|---|
| 38 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 5 |
| 39 | 資金管理団体の指定の取消しの届出 | | 6 |
| 40 | 政治団体の解散の届出 | | 6 |

告 示

和歌山県告示第352号

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第37条第2項の規定に基づき、平成30年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

| 開示請求の件数 | 決 定 件 数 等 | | | | | | |
|---------|-----------|-------|-------|-----|-----|-------------|-----|
| | 開 示 | | | 非開示 | 不存在 | 存否応答 拒 否 | 取下げ |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | | |
| 5,933 | 4,203 | 1,669 | 5,872 | 0 | 31 | 6 | 24 |

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

| 開示申出の件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|---------|---------|----|----|-----|-----|-------------|-----|
| | 開 示 | | | 非開示 | 不存在 | 存否応答 拒 否 | 取下げ |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | | |
| 38 | 10 | 20 | 30 | 0 | 8 | 0 | 0 |

3 不服申立て（審査請求）の件数及びその処理状況

| 不服申立て（審査請求）の件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
|----------------|---------|-------|--------|-----|-----|--------|
| | 全部認容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 審査中 |
| 1 (45) | 0 | 0 (1) | 1 (31) | 0 | 0 | 0 (13) |

（ ）の数字は、平成25年度から平成29年度までの不服申立て（審査請求）であって、平成30年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第353号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、平成30年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 個人情報ファイル簿の件数

256件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

| 開示請求の件数 | 決 定 件 数 等 | | | | | | |
|---------|-----------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| | 開 示 | | | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 取下げ |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | | |
| 524 | 269 | 239 | 508 | 5 | 7 | 3 | 1 |

(2) 訂正・利用停止

| 訂正請求の件数 | 決定件数等 | | | | 利用停止請求の件数 | 決定件数等 | | | |
|---------|-------|----|---|-----|-----------|---------|----|---|-------|
| | 訂 正 | | | 非訂正 | | 利 用 停 止 | | | 非利用停止 |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | 全部 | 部分 | 計 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3 簡易開示の件数

3,990件

4 審査請求の件数及びその処理状況

| 審査請求の件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
|---------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 全部認容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 審査中 |
| 0 (1) | 0 | 0 (1) | 0 | 0 | 0 | 0 |

（ ）の数字は、平成29年度の審査請求であって、平成30年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------|--------|---------|-------------|--------|----------------|-------|
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------|---------------|------------------------------------|----------------|--------------|----------------------|----------------|
| 3012410 290 | 訪問介護ステーションぴいち | 西牟婁郡上富田町 岩田3009-1 稲葉 根ビル2F3号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 有限会社テック・サカモト | 西牟婁郡上富田町 下鮎川435-2 | 令和 元. 7. 31 |
|----------------|---------------|------------------------------------|----------------|--------------|----------------------|----------------|

和歌山県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所 番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの 種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 廃止 年月日 |
|----------------|--------|------------------------|-----------------|--------------|------------------------|---------------|
| 3012520 221 | かしの木 | 東牟婁郡那智勝浦 町天満1415-10 | 同行援護 | 株式会社かしの 木 | 東牟婁郡那智勝浦 町天満1415-10 | 令和 元. 8. 1 |

和歌山県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所 番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉 サービスの 種類 | 主たる対象 とする障害 種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 指 定 年月日 |
|----------------|--------------|------------------|---------------------|----------------------|-------------------|--------------------|---------------|
| 3011000 720 | ケアプラザ柚っ 子 | 橋本市城山台2- 11-5 | 居宅介護 重度訪問介護 | 特定なし | ワイズプラン ニング株式会社 | 橋本市城山台3- 29-21 | 令和 元. 8. 1 |

和歌山県告示第357号

令和元年和歌山県告示第217号（保安林の指定施業要件変更予定）は、廃止する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第358号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字湯舟8の5、字才神239の5、字下垣内293の6から293の9まで、字林345の6から345の9まで、345の12、字的場347の1、352、369の1から369の6まで、字森371の1から371の8まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第359号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第361号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第362号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 2 作業期間 令和元年7月23日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市三葛地内から同市秋葉町地内まで
和歌山県和歌山市秋葉町地内から同市紀三井寺地内まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年8月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------|--------|------|-----|------|----------|
| 自由民主党和歌山県ときわ会支部 | 本井誠 | 代表者 | 本井誠 | 右京和正 | 令和元.6.18 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------------|--------|------------|-------------------|-------------------|----------|
| 垣内憲一とチャレンジ!そして橋本市が変わる会 | 垣内靖弘 | 主たる事務所の所在地 | 橋本市境原437 | 橋本市小峰台2丁目12番26号 | 令和元.6.11 |
| 加藤康高後援会 | 加藤康高 | 主たる事務所の所在地 | 東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮227-1 | 東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮207-1 | 令和元.6.24 |
| 和歌山県道路運送経営研究会 | 中嶋直人 | 代表者 | 中嶋直人 | 華山楠朗 | 令和元.6.21 |

| | | | | | |
|----------|------|-------|------|------|----------------|
| 和歌山市医師連盟 | 野村康晴 | 代表者 | 野村康晴 | 宮崎孝夫 | 令和 元. 6. 27 |
| | | 会計責任者 | 川端寛 | 橋本忠美 | 令和 元. 6. 27 |

その他の政治団体の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動 年月日 |
|--------------------|--------|-------|------|------|----------------|
| 日本薬業政治連盟 和歌山県支部 | 伊藤祐也 | 代表者 | 伊藤祐也 | 西面久之 | 令和 元. 6. 14 |
| | | 会計責任者 | 深田年次 | 竹中康昭 | 令和 元. 6. 14 |

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年8月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出 をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|----------------------|-----------|------------------|
| 阪口直人 | なおと会 | 平成 30. 12. 25 |

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年8月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解 散 年月日 |
|---------|--------|------------------|
| なおと会 | 阪口直人 | 平成 30. 12. 25 |
| 慶和会 | 松本和彦 | 令和 元. 6. 26 |
| 服部一後援会 | 藤原敬士 | 令和 元. 7. 8 |